

改正案

現行

| | |
|--|---|
| <p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条 法第五条第四号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等の種類に並び、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 海外営業拠点を有する銀行（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 単体普通株式等Tier 1比率及び連結普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。</p> <p>ロ 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率 六パーセント以上であること。</p> <p>ハ 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 八パーセント以上であること。</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自</p> | <p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条 法第五条第四号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等の種類に並び、当該各号に定める区分をいう。</p> <p>一 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行並びに海外拠点を有する信用金庫連合会（銀行法第十四条の二第二号（長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九條第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。</p> <p>（新設）</p> |
|--|---|

己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。

二 海外営業拠点を有する銀行（第一号に規定するものを除く。）
国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（第一号の二に規定するものを除く。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

三 海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。第四号において同じ。）とする銀行持株会社 国際統一基準に係る連結自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 連結普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 連結Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 連結総自己資本比率 八パーセント以上であること。

三の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行を子会社（長期信用銀

二 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行並びに海外拠点を有する信用金庫連合会（前号に規定するものを除く。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

（新設）

三 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行を子会社（銀行法第二条第八項及び長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。次号において同じ。）とする銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社 第一基準に係る連結自己資本比率が八パーセント以上であること。

（新設）

行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第四号の二において同じ。）とする長期信用銀行持株会社 第一基準に係る連結自己資本比率が八パーセント以上であること。

四 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行を子会社としていない銀行持株会社 国内基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

四の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行を子会社としていない長期信用銀行持株会社 第二基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

五・六 (略)

2 前項第一号から第四号の二までに規定する「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する海外営業拠点をいう。

一 前項第一号から第二号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号から第四号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海

四 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行を子会社としていない銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社 第二基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

(新設)

五・六 (略)

2 前項第一号から第四号までに規定する「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する海外営業拠点をいう。

一 前項第一号及び第二号に規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号及び第四号に規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠

外営業拠点

- 3 第一項第一号の二及び第二号の二に規定する「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。
- 4 第一項第一号から第三号までに規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

- 5 第一項第一号から第二号の二まで、第五号及び第六号に規定する「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいい、第一項第一号及び第二号に規定する「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体

点

- 3 第一項第一号及び第二号に規定する「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。
- 4 第一項第一号及び第二号に規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

- 5 第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

「総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。

6 第一項第一号から第五号まで（同項第二号及び第二号の二を除く。）に規定する「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号に規定する「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本比率をいう。

一 第一項第一号、第一号の二及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号から第四号の二までに規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十

6 第一項第一号、第三号、第四号及び第五号に規定する「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する連結自己資本比率をいう。

一 第一項第一号及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号及び第四号に規定する連結自己資本比率 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十第一項第四号又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十

三号) 第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率
7 第一項第三号の二に規定する「第一基準」とは、長期信用銀行法
第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分
等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号から第六号まで(同項第四号の二を除く。)に規定
する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等
を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法
第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分
等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項にお
いて準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命
令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

9 第一項第四号の二に規定する「第二基準」とは、長期信用銀行法
第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分
等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

三号) 第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率
7 第一項第三号に規定する「第一基準」とは、銀行法第二十六条第
二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項又は長期信用銀行
法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区
分等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号に規定する「第二基準」とは、銀行法第二十六条第
二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項又は長期信用銀行
法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区
分等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

9 第一項第五号及び第六号に規定する「国内基準」とは、銀行法第
二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項、長期
信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規
定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条
第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等
を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

第一項、第二項若しくは第七項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第二十四条第一項、第二項若しくは第六項、第二十五条第一項、第二十七条第二項、第三十四条第一項若しくは第二項、第三十四条の二、第三十四条の三第一項若しくは第三項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、信用協同組合連合会、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、金融組織再編成、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、対象子会社、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、議決権制限株式、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、承継子会社、対象子会社等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成子会社、対象組織再編成子会社、対象組織再編成子会社等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継協同組織金融機関、協同組織中央金融機関等、協同組織金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特別関係協同組織金融機関等又は協定をいう。

(経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)

第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この

項、第十四条第一項、第二項若しくは第七項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第二十四条第一項、第二項若しくは第六項、第二十五条第一項、第二十七条第二項、第三十四条第一項若しくは第二項、第三十四条の二、第三十四条の三第一項若しくは第三項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、信用協同組合連合会、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、銀行等、金融組織再編成、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、対象子会社、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、議決権制限株式、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、承継子会社、対象子会社等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成子会社、対象組織再編成子会社等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継協同組織金融機関、協同組織中央金融機関等、協同組織金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特別関係協同組織金融機関等又は協定をいう。

(経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)

第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この

項及び第十条の二第一項において同じ。)又は銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。)株式の交付を行う金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合(同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

二 長期信用銀行(法第二条第一項第二号に規定する長期信用銀行をいう。第十条の二第一項において同じ。)又は長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。)株式の交付を行う金融機関等を同法第十三条の二第二項に規定する子会社とする場合(同条第六項又は同法第十六条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

三〇九 (略)

(健全な自己資本の状況にある旨の区分)

第十条の二 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等(銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。)の種類に応じ、当該各号に定める区分をいう。

一 海外営業拠点を有する銀行(銀行法第十四条の二第二号に規定

項において同じ。)又は銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。株式の交付を行う金融機関等を同法第八項に規定する子会社とする場合(同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

二 長期信用銀行(法第二条第一項第二号に規定する長期信用銀行をいう。)又は長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)株式の交付を行う金融機関等を同法第十三条の二第二項に規定する子会社とする場合(同条第六項又は同法第十六条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

三〇九 (略)

(健全な自己資本の状況にある旨の区分)

第十条の二 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等(銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。)の種類に応じ、当該各号に定める区分をいう。

一 海外営業拠点を有する銀行等及び海外拠点を有する信用金庫連

する子会社等を有するものに限る。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通株式等Tier 1比率及び連結普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率 八パーセント以上であること。

一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会(長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。

二 海外営業拠点を有する銀行(第一号に規定するものを除く。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier 1比率 六パーセント以上であること。

合会(銀行法第十四条の二第二号(長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する子会社等を有するものに限る。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。

(新設)

二 海外営業拠点を有する銀行等及び海外拠点を有する信用金庫連合会(前号に規定するものを除く。) 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

二の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（第一号の二に規定するものを除く。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

三 海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。第四号において同じ。）とする銀行持株会社 国際統一基準に係る連結自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 連結普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 連結Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 連結総自己資本比率 八パーセント以上であること。

三の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行を子会社（長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第四号の二において同じ。）とする長期信用銀行持株会社 第一基準に係る連結自己資本比率が八パーセント以上であること。

四 海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社 国内基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

四の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行を子会社としていない長期信用銀行持株会社 第二基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

（新設）

三 海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社等

第一基準に係る連結自己資本比率が八パーセント以上であること。

（新設）

四 海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社等 第二基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

（新設）

五・六 (略)

2 前項第一号から第四号の二までに規定する「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める海外営業拠点をいう。

一 前項第一号から第二号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号から第四号の二までに規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠点

3 第一項第一号の二及び第二号の二に規定する「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号から第三号までに規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第

五・六 (略)

2 前項第一号から第四号までに規定する「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める海外営業拠点をいう。

一 前項第一号及び第二号に規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号及び第四号に規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠点

3 第一項第一号及び第二号に規定する「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号及び第二号に規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十

四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

- 5 第一項第一号から第二号の二まで、第五号及び第六号に規定する「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十二号）第一条第三項に規定する「単体自己資本比率をいい、第一項第一号及び第二号に規定する「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier 1比率、単体Tier 1比率及び単体総自己資本比率をいう。
- 6 第一項第一号から第五号まで（同項第二号及び第二号の二を除く。）に規定する「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号に規定する「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項又は

九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

- 5 第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年／総理府／大蔵省／令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

- 6 第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める連結自己資本比率をいう。

第三条第五項に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率、連結 Tier 1 比率及び連結総自己資本比率をいう。

一 第一項第一号、第一号の二及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号から第四号の二までに規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率（三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率

7 第一項第三号の二に規定する「第一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号から第六号まで（同項第四号の二を除く。）に規定する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分

一 第一項第一号及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号及び第四号に規定する連結自己資本比率 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十第一項第四号又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率（三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率

7 第一項第三号に規定する「第一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号に規定する「第二基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

9 第一項第四号の二に規定する「第二基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

(法第十四条第一項等の規定による合併等の認可)

第二十五条 法第十四条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。)又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第二十二條第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一条第二号、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第八十六条第一項第二号又は中小企

9 第一項第五号及び第六号に規定する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

(法第十四条第一項等の規定による合併等の認可)

第二十五条 法第十四条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。)又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一条第二号、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第八十六条第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則(平成二

業等協同組合法施行規則（平成二十年／内閣府、財務省、厚生
労働省、／農林水産省、経済産業省、国土交通省、／環境省／
令第一号）第七十八條第一項第六号に掲げる書面

ロ・ハ（略）

三〇八（略）

十年／内閣府、財務省、厚生労働省、／農林水産省、経済産業
省、国土交通省、／環境省／令第一号）第七十八條第一項第
六号に掲げる書面

ロ・ハ（略）

三〇八（略）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）</p> <p>第三十一条 令第八条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。</p> <p>一 海外営業拠点を有する銀行（外国銀行支店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六号において同じ。）を除く。第二号において同じ。）</p> <p>（最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 単体普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。</p> <p>ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。</p> <p>ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会</p> <p>最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係</p> | <p>（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）</p> <p>第三十一条 令第八条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。</p> <p>一 海外営業拠点を有する銀行（外国銀行支店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六号において同じ。）を除く。次号において同じ。）</p> <p>、長期信用銀行又は信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。</p> <p>（新設）</p> |

る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

二・三 (略)

四 農林中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

五 株式会社商工組合中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

六 (略)

2 前項第一号から第二号までの「海外営業拠点」とは、海外に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（銀行

二・三 (略)

四 農林中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

五 株式会社商工組合中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

六 (略)

2 前項第一号及び第二号の「海外営業拠点」とは、海外に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（銀行、長

、長期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。
()であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項第一号及び第一号の二の「国際統一基準」とは、銀行法第十四条の二第一号(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条又は信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する基準(次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。)のうち海外営業拠点(前項に規定する海外営業拠点をいう。第五項において同じ。)を有する銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会に係るものをいう。

4 第一項第一号から第二号までの「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準(前項に規定する国際統一基準をいい、銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係るものに限る。)に係る算式により得られる比率をいう。

5 第一項第二号の「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫に係るものをいう。

6 (略)

期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。()であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項第一号の「国際統一基準」とは、次項に規定する基準のうち海外営業拠点(前項に規定する海外営業拠点をいう。第五項において同じ。)を有する銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会に係るものをいう。

4 第一項第一号及び第二号の「単体自己資本比率」とは、銀行法第十四条の二第一号(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条又は信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

5 第一項第二号の「国内基準」とは、前項に規定する基準のうち海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫に係るものをいう。

6 (略)

7 第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいい、「単体普通出資等Tier1比率」「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

8 第一項第五号の「単体自己資本比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいい、「単体普通株式等Tier1比率」「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

7 第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第五号の「単体自己資本比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

四 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）</p> <p>第十五条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。</p> <p>一 海外営業拠点を有する銀行（外国銀行支店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六号において同じ。）を除く。第二号において同じ。）</p> <p>（最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 単体普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。</p> <p>ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。</p> <p>ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。</p> <p>一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会</p> <p>最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係</p> | <p>（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）</p> <p>第十五条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。</p> <p>一 海外営業拠点を有する銀行（外国銀行支店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六号において同じ。）を除く。次号において同じ。）</p> <p>、長期信用銀行又は信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。</p> <p>（新設）</p> |

る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

二・三 (略)

四 農林中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

五 株式会社商工組合中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

六 (略)

2 前項第一号から第二号までの「海外営業拠点」とは、海外に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（銀行

二・三 (略)

四 農林中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

五 株式会社商工組合中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

六 (略)

2 前項第一号及び第二号の「海外営業拠点」とは、海外に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（銀行、長

、長期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。
()であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項第一号及び第一号の二の「国際統一基準」とは、銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準（次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。第五項において同じ。）を有する銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会に係るものをいう。

4 第一項第一号から第二号までの「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいい、銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係るものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。

5 第一項第二号の「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫に係るものをいう。

6 (略)

期信用銀行又は信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。()であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項第一号の「国際統一基準」とは、次項に規定する基準のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。第五項において同じ。）を有する銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会に係るものをいう。

4 第一項第一号及び第二号の「単体自己資本比率」とは、銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

5 第一項第二号の「国内基準」とは、前項に規定する基準のうち海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合会若しくは信用金庫に係るものをいう。

6 (略)

7 第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいい、「単体普通出資等Tier1比率」「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

8 第一項第五号の「単体自己資本比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいい、「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

7 第一項第四号の「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第五号の「単体自己資本比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令第五条第一項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロの規定、第二条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第十条の二第一項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロの規定、第三条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第三十一条第一項第一号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イ及びロの規定並びに第四条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第十五条第一項第一号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イ及びロの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------------------------|-----|-----|
| 施行日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四・五 | 三・五 |
| | 六 | 四・五 |
| 平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四・五 | 四 |
| | 六 | 五・五 |